

次に、下懸遺跡に隣接する遺跡を古代に眺めると、まず南南西に0.9km地点には、寺領廃寺と呼ばれる古代寺院が知られている。推定されている寺域は、東西が240m、南北が180mである。創建時期は不明確だが、奈良時代初期には存在していたことが推定されている。昭和32年に石田茂作の手により発掘調査が実施され、金堂、講堂、東塔などの堂宇が確認されている。遺跡は洪積台地の縁辺部に所在し、特に東塔は低地へ向けて傾斜する緩斜面上に位置している。古代寺院としては特異的な立地と言える。

次に南西0.4kmには、加美遺跡が知られている。昭和63年に本センターの手により発掘調査が実施され、中世集落と重複する形で、古墳時代～平安時代の集落遺跡が検出されている。調査面積は2,500㎡。調査区の中央～西部を中心として、竪穴住居が15棟検出されている。竪穴住居は時期が下ると小型化し、プランがやや崩れる傾向にある。なお、同時期の掘立柱建物は報告されていない。出土遺物は乏しく、調査地点のみを眺めると小規模な集落遺跡であったと考えられる。なお、粗製ではあるが、畿内系土師器の杯Aが1点出土している。

2 木簡の出土状況

本稿で資料紹介する木簡は、A区の北東隅付近から出土している。出土場所は、上記した谷地形の上層に該当する。

谷地形の埋土は、10数層のシルト層群で構成されている。調査時期が渇水期であったにも関わらず湧水が激しく、これを基底部まで完掘することはできなかった。なお、確認できた最下部では、埋土が粗粒～極粗粒砂の堆積層群となっていた。

NR01は、調査時に四段階に分けて掘削した。具体的には、図4に示すように上部から順に検出Ⅰ～Ⅳと呼称した。検出Ⅰ～Ⅲがシルト層群、検出Ⅳが粗粒～極粗粒砂層に該当している。

検出Ⅰ～Ⅲまでの埋土の堆積状況を観察した結果、部分的には薄い細砂層が断続的に確認でき、ゆるやかな水流が想定されるも、全体としては大きな水流はなかったと思われ、非常に緩やかに埋没したものと考えられる。

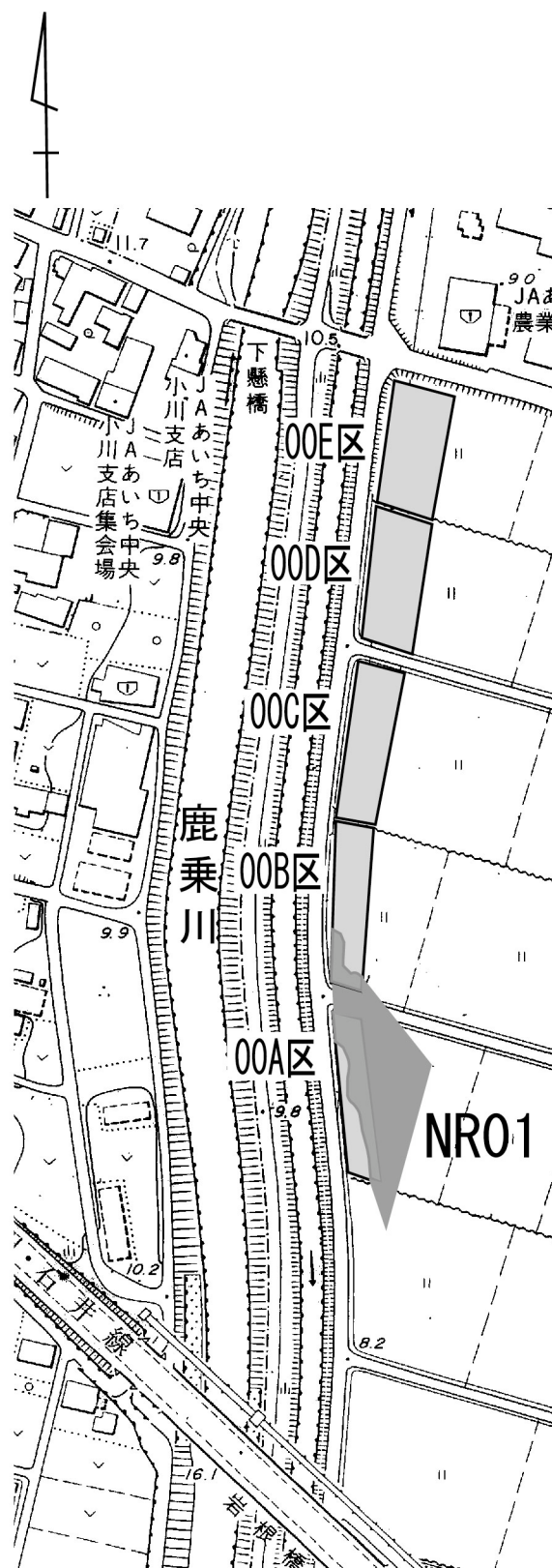


図2 調査区位置図

木簡が出土したのは、検出Ⅰとして掘削したシルト層群の上部に該当している。木簡は二つの破片に分かれ、ほぼ接して出土している。廃棄地点と出土位置があまり変わらないことを示すのであろう。なお、NR01で検出Ⅰとして掘削した部分は、遺物をほとんど含まず、堆積の時期が判然としていない。次に、検出Ⅱ～Ⅲは、弥生時代終末期～古墳時代初頭の堆積層となる。なお、前述した木製品の大半はここから得られたものとなる。また、多量の土器類も同時に出土している。検出Ⅳは、掘削が可能であった最深部に該当する。粗粒～極粗粒砂層で、弥生時代中期に属する土器が若干得られている。

3 木簡の観察※

木簡の墨書は、両面に確認でき、釈文は一面が「春春春秋尚尚書書律」、その裏面が「令令文文□□是(カ)是人」となる。四書五経の題目などを墨書したいわゆる習書木簡である。幅は2.4cm、厚さは0.5cmで、全長26.1cmが残存する。下端は欠損するが、表面の「律」と裏面の「人」の下に、同じ文字がそれぞれもう1つあったものと考えられる。

次に、形状を観察する。

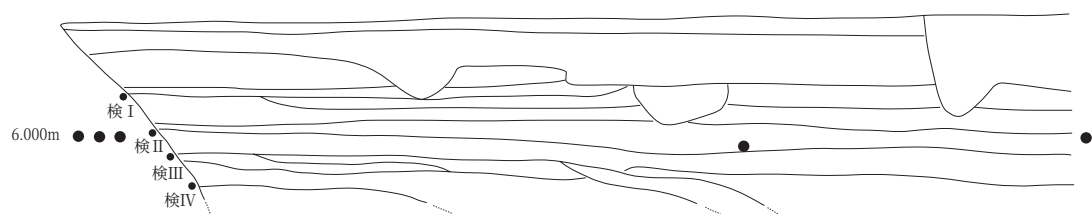
まず、上部側面に切り込みが確認されることから、この木簡は、荷札木簡を転用したものであったと考えられる。ただし、上部の切り込みが浅く長い点が特徴的で、やや特殊な形状となる。

切り込みは、側面部が両側供に折れて失われているが、より残存する左側では、幅28mm、上部では2mmの切り込みが確認できる。

なお、この資料は「尚」と「書」との間で折れた状態で出土している。この部分の断面には刃物の痕跡が観察でき、キリオリによる切断であったと考えられる。木簡の裏面左側には剥離が観察できるが、これはキリオリにより生じた



図3 A区全景



※ドットは木簡出土位置を東壁上に見通したもの



図4 木簡出土層（1：40）と関連遺物（1：4）

※ 本文のうち、3で述べる木簡の所見は、多くが、奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室 渡辺晃宏氏、馬場基氏、市 大樹氏・同文化遺産研究部歴史研究室 市川 聡氏らにご教示をいただいたものである。



図5 木簡（赤外線写真） ※撮影 奈良文化財研究所

ものであろうか。

次に材を観察すると、板目取りで樹種はヒノキである。なお、樹種同定には、材の横断面と接線断面、放射断面の薄い切片を用いた組織標本を作製し、これを光学顕微鏡で観察する方法を用いている。

また、今回は加速器質量分析法(AMS法)による放射性炭素年代測定を実施している。測定結果は、calA.D.255—300(54.6%)という数値を得た。想定される年代が実年代と大きく異なることから、下懸遺跡木簡については、古材を再利用されて製作されたものであったことが考えられる[※]。

4 帰属時期

次に、木簡の帰属時期を考える。

これについては、前述したように、伴出する資料が存在せず、直接的な情報はない。このことは、下懸遺跡の各調査区に視野を広げても同様に、古代の遺構、遺物が散見できるにすぎない。このため、木簡の時期決定には断片的な情報に依拠せざるを得ない状況にある。

まず、木簡の出土状況であるが、図4にNR01のA区東壁の北側部分の断面図を示した。木簡の出土位置は、A区の北東壁際である。ドットは、木簡出土位置を見通しで断面図中に表現し

たものである。作業工程では、検出Iで掘削した部分の下方に該当する。

次に、同時に出土した土器類であるが、検出Iの採集遺物のうち、図示できる資料は3点にすぎない。全てA区の出土である。(図4)

1は、須恵器杯H蓋。口径11.0cm、器高3.8cmをはかる。小型で、肩部の稜は鈍く、低い段となっている。天井部外面の回転ヘラ削りや、口縁部内面直下の浅い沈線が観察できるが、杯Hとしては、ほぼ最終末の形状に近い。

2は杯A。口径12.4cm、底径6.1cm、器高3.7cmをはかる。器壁は薄く、腰部で稜を持って立ち上がる。口縁部は直立する。稜より下位には、回転ヘラ削りを施すが、底面の中央部には回転糸切り痕を残す。器面には明瞭な使用痕は留めないが、腰部の稜直下の外面には墨痕が確認できる。判読はできない。

3は灰釉陶器長頸瓶。底部片で、底径8.4cm、残存高8.3cmをはかる。高台は直立し、体部下方はやや丸味を帯びる。体部外面の下方は回転ヘラ削りを施す。器面に明瞭な使用痕は留められず、高台端部には焼成時に焼台として使用したチャート礫の一部が釉着したまま、未調整で残存する。なお、外底部には墨書『一』が確認できる。

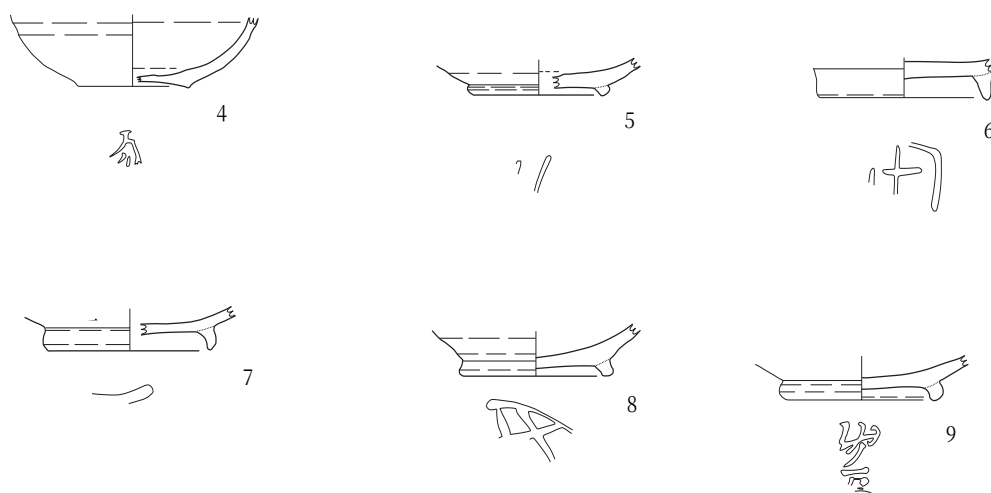


図6 墨書土器実測図(1:4)

※ 樹種同定と、放射性炭素年代測定は、株式会社パレオ・ラボの手による。

次に、これらの資料から木簡の帰属時期を考えると、まず土器のうち、出土位置の情報がある資料は杯A(2)のみである。出土位置は木簡が出土したシルト層の上層で、木簡から20m程度南側に離れた場所から出土している。

乏しい情報であるが、木簡の時期は、2の時期より古く考え、2が折戸10号窯式に帰属することから、そのすぐ下層から出土した木簡は、2に近い時期、つまり8～9世紀に帰属する可能性を考えることができる。なお、消極的ながら2・3が墨書土器であることも傍証とできるのかもしれない。

5 その他の墨書土器

ここでは、木簡に関連して、調査区各地点から出土している墨書土器を集成しておく。今回提示する資料は6点である。9を除き、全てE区から得られたものである。時期は、10世紀にまとまりが指摘できる。(図6)

4は須恵器碗。底径5.3cm、残存高3.2cmをはかる。底部片で口縁部直下までが残存するが、端部をおそらく数mm程度欠く。腰部に丸味を持つ形状だが、器高も低く、全体的に退化傾向は否めない。外底部には回転糸切り痕を残す。内面は使用痕が明瞭。墨書は外底部で、判読はできない。なお、外底部は全て残存せず、墨書は数文字であった可能性がある。

5～9は灰釉陶器碗もしくは皿。いずれも底部片で、内面には使用痕が明瞭となる。墨書はその一部が残存するにすぎず、判読もできてはいない。高台の断面は、全点いわゆる三日月高台がやや崩れた形状となる。外底部は6・7に回転ヘラ削りが確認できるが、5・8・9には無調整で回転糸切り痕を留める。

なお、これらの灰釉陶器・須恵器のあり方と、A・B区で確認できた状況とは、若干の差異が指摘できる。まず、当該期の下懸遺跡資料のほとんどが、D・E区に集中することに注意したい。一方、A～C区では、灰釉陶器・須恵器類が小片も含めてほとんど得られていない。

次に、D・E区出土資料には内面底部と高台端部などに使用痕が確認できる。このことは、墨書土器以外の資料も同様である。一方、資料数に問

題はあるが、A～C区では基本的にはこれが確認できない。

こうした様子を過大に考えると、非常に消極的ではあるが、木簡の出土したA区が、E区周辺の状況とは異なったものであったと予測することができるのかもしれない。E区周辺のあり方は、通常の集落遺跡の状況とよく類似しており、出土遺物の多くは、日常生活に使用された土器類が、破損などの理由で廃棄されたものと考えられる。こうした点から考えると、調査で確認できている遺構が希薄ではあるが、E区周辺は居住域の近隣と理解することもできる。一方、A区では、当該期の土器片がほとんど出土せず、むしろ居住域の外側であったことを考えさせる。

そして、こうした状況は、A区の周辺が、E区を中心とする平安時代の居住域とは性格を異にしたものであったことを予測させ、A区周辺を、E区と切り離して理解することもできるのかもしれない。

これは、下懸遺跡の木簡が、前述の杯Aの時期に依拠して、8～9世紀と理解できることを間接的に示しているのかもしれない。(池本正明)



図7 E区全景

6 木簡の記載内容の検討

この木簡の釈文は、次の通りである。

- ・ 春春春秋秋尚尚書書律×
 - ・ 令令文文□□□是人×
- (是_カ)

表裏は断定できないが、「春」のみが三つ重ねられていることと、以下に述べるような内容上の検討が可能であることによって、一応「春春春」の方を表面と仮定してよかろう。

下部が折れ損じていて、何字分か欠落があるものと思われる。その欠損文字を何字と考えるかによって、文意に多少の変化があるが、まず、一字欠損の場合の検討を行う。

冒頭に「春」が三字並ぶが、後は二字づつ同文字を重ねているものと思われるから、「春春春秋秋尚尚書書律律」「令令文文□□是是人人」という表裏の文字が復元できる。習書と見て間違いない。これを一字で並べれば、「春秋尚書律令文□是人」という文章になり、問題を考察する手がかりが得られる。

考察の出発点は、「尚書」の語である。これは別名を『書経』と呼ぶ儒教經典の五經のひとつである『尚書』と見られる。とすれば、「春秋」もまた五經のうちに数えられる『春秋』と見てよいだろう。そこに「律令」が加わるのであるから、官人としての教養にかかわる単語が並んでいることになる。

「文□」が『文選』ならば、その点がいつそう明らかとなるのだが、木簡表面の剥離のため釈読不可能だし、残存墨付きから「しんにょう」を持つ文字を推定することは無理がありそうである。表のありかたから見て、裏もひと続きの文章ではなく、単語が並んでいるものと見るほうが自然であろうが、「是人」とともに今後の課題としておきたい。

次に、欠損部分の文字数が複数である場合について考える。原則として二字が重出するから、「律□□」「人□□」が想定されよう。そうすると、裏面には「令文」「□是」「人□」という単語が並ぶことになる。欠損部分の文字数がさらに多ければ、「□令」「文□」も考えられる。いずれの場合にせよ、表面の単語の性格に変化はないし、裏

面についても、どこで切るかの違いだけである。

文字については、以上の通りだが、この習書木簡の書き手ということについて、やや踏み込んだ検討をしておきたい。

「学令」に規定される、大学・国学の履修科目に『尚書』『春秋左氏伝』があることに注目しよう。中央における大学には、五位以上の子孫や東西史部の子が学生として入学する定めであったが、実際には、五位以上の子孫は「蔭位」の制度を利用したほうが有利なので、あまり大学には入学しなかったと言われている。その一方で、「学令」は、八位以上の子について、「情願者聴」と規定しているから、下級の官人の方が、『尚書』や『春秋左氏伝』とのかかわりは深いかもしれない。

木簡を扱っていることとあわせて、大学を経由して出身した官人という経歴を持つ国司の史生あたりの存在が浮かび上がる。

しかし、下懸遺跡は国衙からは遠く離れているし、それ自体や周辺の遺跡に官衙の色彩を帯びたものは見出せないことから、こうした想定は落ち着きが悪い。

そこで、「学令」に関して、地方の問題を考えてみよう。「学令」によれば、各国に置かれた国学においても、学ぶべき教科目は中央の大学と同じで、『尚書』『春秋左氏伝』が含まれている。国学生には郡司の子弟を採用する規定であったが、『令集解』所引の「古記」（「大宝令」の注釈書で、天平年間の成立とされる）に「問。郡司子弟不得満数。若為処分。答。兼取庶人子耳。」とある。つまり、国学は定員に余裕がある場合には、庶民の子に対しても開放されていたのである。

国学生の定員は、『職員令』に国の等級別にしたがって規定されているが、参河国は『延喜式』で上国とされているから、40名ということになる。国学の置かれた場所は、参河国に限らず判明していない。

なお、大学・国学ともに13～16才で入学する。『賦役令』によれば、在学中は徭役免除。国学において定められた基準に達すれば、大学への入学や、中央官人としての出身の道も開かれるが、成績が悪かったり留年を重ねれば、退学の規定もある。

このように見てくると、中央の官人のみならず、郡司の子弟さらには庶民出身の国学生、その卒業生あるいは中退者など、この木簡を書き得た人物の範囲は、かなり広がることになる。

以上の点を確認した上で、木簡それ自体の属性という面からも検討してみよう。形状は、いわゆる39形式、上端に切込みを入れた付け札状のものである。使用済み木簡の表面の文字を削り取った二次整形の形跡は認められない。貢進物などの付け札用に準備されていたものを習書に流用した可能性があるが、すでに述べたように、この付近に官衙の存在を想定することは考古学的調査の現段階では困難である。

また、木簡作成の時代は、伴出土器との関係が必ずしも確定的ではなく、書体からも決定しにくいのであるが、一応8世紀初頭におかれるとして、別掲の通り、その時点から見てもかなりの古材を用いており、むしろ廃材を利用しているとも考えられるのである。

さらに、二箇所(残存部の中央と下端)に、小刀で切り目を入れてそこで折っている。使用済み木簡の廃棄の際にしばしば用いられる手法であるが、習書の廃棄方法としては念を入れたものと言わねばなるまい。

これらの所見をまとめてみよう。

- ① 習書木簡であることは、間違いない。
- ② 記載には、大学・国学の教科目に相当する文字がある。
- ③ また、「律令」「令文」などの文字が書かれている可能性がある。
- ④ 大学出身の下級官人や国学関係者とのかわりが想定できる。
- ⑤ 相当な古材（あるいは廃材）を用いている。
- ⑥ 付け札の形態である。
- ⑦ 木簡の廃棄の通例に従っている。
- ⑧ 文字を削り取って、再利用した形跡は確認できない。
- ⑨ 遺跡および周辺に、官衙的色彩は見出せない。

ここからさらに推測を重ねるとすれば、庶民出身の国学生か、国学生を経て地方官衙において木簡の作成ないし扱いに携わったことのある者(刀筆を携帯している)が、本貫に帰省し、た

またまそこにあった廃材を利用して、付け札風に整形した木簡を作り、習書を行った後、刀子を用いてそれを折って廃棄したという状況が浮かび上がる。

もとより、これはあくまでもひとつの推測であり、このような報告書において記すべき事柄ではないという批判もありえようが、三河地方における初出木簡として、この地域の古代史像を豊かにする可能性を秘めたものであることについての理解を深めるため、敢えて記す次第である。(福岡猛志)